

豊中市放課後こどもクラブ 事故防止・事故対応マニュアル

豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課

策定(初版) 令和 5 年(2023 年) 11 月

※本マニュアルは、豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 2 に定める安全計画の一部です。

目次

はじめに	3
1. 施設・設備等における事故への対応	4
1.1 安全点検の実施	4
1.2 施設・設備等における事故防止対策の実施	5
1.3 運用面における事故防止対策の実施	6
1.4 事故発生時の対応	7
1.5 放課後こどもクラブ内での事故に関する情報の共有	9
2. 飲食物等への対応	10
2.1 食物アレルギーへの対応	10
2.2 窒息・誤嚥・誤飲等への対応	10
3. 熱中症への対応	12
3.1 暑さ指数	12
3.2 熱中症警戒アラート	13
4. 来所・帰宅時、外部活動等への対応	14
4.1 日常の取組	14
4.2 外部活動への参加時の対応	15
4.3 降雪への対応	15
4.4 事件・事故発生時の対応	16
5. 参考文献	17
別紙 救急車要請手順	18

はじめに

本マニュアルは、豊中市放課後こどもクラブにおける児童の事故※防止を目的としたものです。全ての指導員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また事故発生のおそれのあるときや事故が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、事故防止や事故による被害拡大防止に努めてください。

※ 本マニュアルにおける「事故」とは、「児童がクラブでの活動中（施設外での活動を含む）および来所・帰宅中にケガ・病気を負うこと」を指します。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ 主任指導員：当クラブの責任者であり、事故等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、主任指導員が不在などの場合については、会計年度の常勤指導員が主任指導員の役割を代行します。
- ・ 主任指導員からの指示を受けた指導員：必要な時に主任指導員からの指示に基づき行動する人をいいます。
- ・ 指導員：補助指導員を含む、当クラブに勤務する全ての人をいいます。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、主任指導員や運営係に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 施設・設備等における事故への対応

1.1 安全点検（設備点検）の実施

指導員は、当クラブの「安全計画」に基づいて、施設・設備等の安全点検（設備点検）を実施します。

点検時は、設備点検カードを使用します。点検時には、施設・設備に応じて、それぞれ以下の観点を意識します。

1.1.1 屋内施設・設備の安全点検

屋内施設・設備については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ クラブ室、廊下、階段等の床、壁にささくれ、段差がないか。
- ☐ 窓、扉等の立て付け、鍵締めができるか。
- ☐ 高所から保管物が落下しないか。
- ☐ 棚、書庫、ロッカー、下駄箱等が固定されているか。
- ☐ 机、椅子、棚、備品等の破損、不具合、劣化がないか。
- ☐ 床等の落下物（水、ガラス片、画びょう等含む）、滑りやすいところがないか。
- ☐ はさみ等の刃物、突起物の器具の保管が適切か。
- ☐ 高温になる設備（暖房器具・照明等）に容易に触れられるようになっていないか。
- ☐ 空調機に不具合がないか。
- ☐ 加湿器を使用する場合は、カビ発生防止のため清掃と使用後の乾燥を行っているか。
- ☐ 給湯器に不具合がないか。
- ☐ エレベーターの不具合、出入り口周囲の障害物がないか。
- ☐ トイレや蛇口周りに漏水がないか。
- ☐ 天井、壁等の雨天時の漏水（シミの存在等）がないか。
- ☐ コンセントやコードの異常、不具合がないか。
- ☐ 換気扇に不具合がないか。
- ☐ ゴミ箱の管理（劣化、異臭等）に問題がないか。

1.1.2 屋外施設・設備の安全点検

屋外施設・設備については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ 舗装材のひび割れ、凸凹、陥没、傾斜、損傷、劣化がないか。
- ☐ 広場、庭等に落下物がないか。

- ☐ マンホールや溝蓋の外れ、損傷、劣化がないか。
- ☐ 門やフェンス、塀の傾き、腐食、劣化がないか。
- ☐ 防球ネットの腐食、変形、傾き、ネジのゆるみがないか。
- ☐ 遊具のぐらつき、腐食、変形、傾き、ネジのゆるみ、ネットのやぶれがないか。
- ☐ 遊具に引っかかりや絡まりを起こす箇所がないか。
- ☐ 遊具に身体の一部が挟み込みを起こす箇所がないか。
- ☐ 遊具周囲に障害物がないか。
- ☐ 樹木の枯れ、根元の腐食、支柱の劣化がないか。
- ☐ 縦樋、ドレイン、側溝や排水溝の詰まりがないか。
- ☐ 擁壁、斜面の亀裂、変形、沈下がないか。
- ☐ 動線上にブランター、備品等の障害物の放置がないか。
- ☐ 屋上、バルコニー等の床、フェンス、手摺の劣化、さび、ぐらつきがないか。
- ☐ 屋上、バルコニー等のフェンス、手摺近くに物の放置がないか（乗越え防止）。
- ☐ 屋上、バルコニー等のフェンスの物の落下防止用ネット（設置の場合）の劣化がないか。

1.1.3 事故・災害等への対応のための施設・備品の安全点検

その他、事故や災害に対応するための施設・備品については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ 救護、救急備品が準備されているか。
- ☐ AED がすぐに使用できるように設置されているか、問題なく作動するか。
- ☐ 緊急時の通報装置に異常がないか。
- ☐ 避難経路（防火扉、廊下、階段、非常口）に不具合がないか。
- ☐ 避難器具（屋外階段、避難すり台、梯子、救助袋）に不具合がないか。
- ☐ 消防設備（消火器、消火栓、火災報知器、排煙オペレーター）に不具合がないか。
- ☐ 非常口、防火扉周囲に障害物がないか。
- ☐ 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか。
- ☐ ガス漏れ警報器の電源、有効期限に問題がないか。
- ☐ 屋外階段、避難すり台等周囲に障害物がないか。
- ☐ 屋外階段、避難すり台等の劣化がないか。
- ☐ インターホン、防犯カメラに不具合がないか。

1.2 施設・設備等における事故防止対策の実施

指導員は、1.1 において、改善が必要と判断された箇所がある場合には、安全を確保でき

るよう、施設・設備等の修理・補修等を行います。

児童が使用する施設・設備等の場合には、修理・補修等が完了するまでは、当該施設・設備の以下のような使用禁止措置を講じます。

- 移動できる物品の場合には、児童が使用できないよう、倉庫にしまうなどする。
- 移動できない施設・設備の場合には、カラーコーンやポール、テープ、ロープ等で囲うなどして、児童が立ち入れないようにする。

1.3 運用面における事故防止対策の実施

1.3.1 指導員による児童の安全確保

当クラブでの事故を防止し、児童の安全を確保するため、指導員は常に児童の状況を把握し、児童が危険な行動をとっている場合には注意喚起し、事故防止に努めなければなりません。特に以下のような場合には、主任指導員または主任指導員から指示を受けた指導員が、遊び・作業をどのように行うかを計画し、児童数に応じた指導員を配置して、常に児童の安全が確保されているかを確認します。なお、外遊びなどの場合には、下表のように役割分担を決めるなどして、児童に異常がないか、事故が発生していないかを確認できるようにします。

- ・ はさみ・カッター・包丁等の刃物を使う場合
- ・ 火や高温物を使う場合（料理や実験等を実施する 等）
- ・ 外遊びの場合（特に、ジャングルジムやうんてい等の高所に上る遊び、一輪車等の転倒が頻繁に発生する可能性がある遊び、ボールやフリスビー等の物を投げる遊び 等）

1.3.2 児童への安全教育

指導員は、安全計画に基づき、事故を防止するために、児童への継続的な安全指導を行います。

遊びや活動の中で事故につながるおそれがある点については、指導員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童が自ら危険を予測し、自ら回避することができ、安全に行動することができる資質・能力をはぐくみます。

1.4 事故発生時の対応

事故が発生した際の手順は、「保健のしおり」p2～p8を参照してください。

(1) 救急車を要請する際の電話対応

救急車を要請する際は以下のとおり対応します。救急時にも落ち着いて対応できるように、主任指導員は、電話のそばや壁等に本手順を貼っておきます。救急車の要請は、主任指導員に指示を受けた指導員が行います。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 救急です。

② 場所

▶ ○○小学校（放課後こどもクラブ）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物）○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③ 通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○○です。

④ 被害状況

▶ 負傷者は○○人です。負傷者の容態は○○○の状態です。

※負傷者／疾病者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 救急車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。

(2) 心肺蘇生法／AED の使用

救急車は、通報を受けてから3分～10分以内に現場に到着するとされていますが、呼吸停止から何も手当をしないで4分を経過すると救命率は50%となります。緊急・救命対応は、迅速であればあるほど、救命できる確率が上がるため、非常に重要な措置です。

指導員は、普段からAEDがどこに設置されているのかを確認しておきます。また主任指導員は、AEDの使用法を含めた心肺蘇生法の講習会に指導員を参加させたり、研修の機会を設けて、いざというときに備えます。

なお、以下の手順は、緊急時に備え、主任指導員が掲示しておきます。

○救命処置の実施

① 周囲の安全を確認する。

- ② 「〇〇さん」「大丈夫？」など、肩を軽くたたきながら大声で呼びかける。何らかの応答や仕草がなければ「反応なし」とする。反応がないときは動作③に移る。
- ③ 反応がない場合は、救急車を要請し、AED（自動体外式除細動器）の手配を周囲に依頼する。
- ④ 反応の有無について迷った場合は、119 番通報して通信・指令員に相談する。
- ⑤ 呼吸の確認をする。児童に反応がなく、10 秒間、呼吸があるかを確認する。異常な呼吸（死戦期呼吸※）が認められる場合、その判断に自信が持てない場合は心停止、すなわち心肺蘇生法（CPR）の適応と判断し、ただちに胸骨圧迫を開始する。呼吸していれば回復体位※にする。

※ 死戦期呼吸：心停止直後にみられる症状のことで、あえぐように呼吸していたり、下あごを動かして呼吸しているように見えるもの。

※ 回復体位：意識障害のある患者に対して、救急車などの二次救命処置が開始されるまでの間、安静を保つための姿勢。

横向きに寝かせ、上になった脚の膝を 90 度曲げる。上側になった手を顔の下に入れ、できるだけ下あごを前に出す。

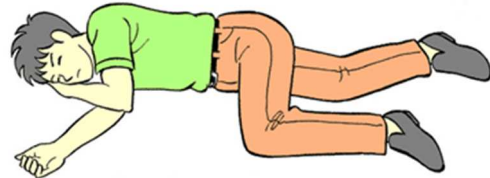


図 1 回復体位

（東京消防庁 HP より引用）

- ⑥ 心肺蘇生法は胸骨圧迫から開始する。児童を仰向けに寝かせ、指導員は児童の胸の横にひざまずき、胸骨の下半分を胸骨圧迫の部位とする。深さは胸が約 5cm 沈むように圧迫する（ただし、6cm を超えないようにする）。この際、1 分間あたり 100～120 回のテンポで圧迫する。複数の指導員がいる場合は、指導員が互いに注意しあって、胸骨圧迫の部位や深さ、テンポが適切に維持されていることを確認する。心肺蘇生中の胸骨圧迫の中断は最小にする。

- ⑦ 訓練を受けていない指導員は、胸骨圧迫のみの心肺蘇生法を行う。訓練を受けた指導員の場合は、頭部後屈あご先挙上法※を行い、胸骨圧迫と人工呼吸を 30：2 の比で行う。この場合、感染症防止の観点から感染防護具（人工呼吸用のマウスピース等）の使用が望ましい。

※ 頭部後屈あご先挙上法：傷病者の気道を確保するため、片手を傷病者の額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の 2 本をあご先（骨のある硬い部分）に当て、傷病者の頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げる方法。

○AED 使用時の留意事項

A | 電気ショックが必要と解析され場合

- ① 「電気ショックが必要です」などのメッセージが流れ、充電が開始される。
- ② 充電が完了すると「除細動ボタンを押して下さい」などの音声が出る。
- ③ 周囲の人に、「みんな離れて！」などの声掛けをし、近くに人がいないことを確認してから除細動ボタンを押す。
- ④ その後、再び、解析が行われる。音声メッセージの指示に従って行動する。

B | 電気ショックが必要ないと解析された場合

- ① 「電気ショックは必要ありません」などのメッセージが流れた場合には、AED をつけたまま、心肺蘇生法を行う。心肺蘇生法を実施中に AED から指示が出た場合には、その指示に従う。
- ② 救急隊が到着したら、倒れた状況、行った応急手当、除細動を加えた回数を伝える。
- ③ 救急隊に引き継ぐときは、パッドを剥がさず、電源も入れた状態にしておく。

1.5 放課後こどもクラブ内での事故に関する情報の共有

当クラブで事故が発生した場合、事故処理完了後に、以下の対応を行います。

- ① 事故対応を行った指導員は、別紙 事故報告書に事故の状況や対応内容を記入し、主任指導員に提出する。
- ② 主任指導員は、提出された事故報告書の内容を確認し、指導員間で情報を共有し、その対応等について、より望ましい対応がないかなど、指導員で話し合いを行う。
- ③ 事故への対応等に関し、本マニュアルを修正すべき点があれば、改訂を行う。
- ④ 児童に対する安全教育を計画し、安全計画に盛り込んで、実施する。

2. 飲食物等への対応

2.1 食物アレルギーへの対応

「保健のしおり」p14～p15を参照してください。

2.2 窒息・誤嚥・誤飲等への対応

2.2.1 窒息・誤嚥への対応

(1) 窒息・誤嚥の防止

餅、こんにゃくゼリー、豆類・ナッツ類、アメ・グミ、粒状の食品等は、児童の咀嚼力、嚥下力（噛む力、飲み込む力）が弱い場合には、食品のどに詰まらせて窒息したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするおそれがあります。指導員は、当クラブの活動における全日開設時の食事・延長時のおやつ時間に、異常がないか見守り、窒息・誤嚥を防止します。

(2) 窒息時の対応

指導員は、児童がのどに詰まらせたおそれがある場合には、以下の手順で対応します。

- ① 「窒息のサイン」（親指と人差し指で、のどをつかむ仕草）をしている児童がいる場合には、反応の有無を確認します。
- ② 反応がある（呼びかけに応じることができる）場合には、以下の方法により異物除去を行います。まずはAを行い、効果がなければBを試みます。異物がとれるか、意識がなくなるまで続けます。

A | 背部叩打法

患者の後ろから、手のひらの付け根部分で、左右の肩甲骨の真ん中あたりを力強く何度も叩きます。

B | 腹部突き上げ法

1. 患者の後ろへ回り、腰に手を回します。
2. 一方の手で「へそ」の位置を確認します。
3. もう一方の手で握りこぶしを作って、親指側を、患者のへその、みぞおちより十分下方に当てます。
4. 「へそ」を確認した手で握りこぶしを握り、素早く手前情報に向かって圧迫する

ように突き上げます。

5. 腹部突き上げ法を実施した場合は、腹部の内臓を痛める可能性があるため、救急隊にその旨を伝えるか、速やかに医師の診察を受けさせます。

- ③ 反応がない場合には、救急車を要請し、心停止に対する心肺蘇生の手順（0）を開始します。

2.2.2 飲食物以外の誤飲への対応

誤飲したことに気づいた場合、誤飲したものによって異なる対応を行う必要があります。

指導員は、児童が誤飲したのものによって速やかに以下の対応を行い、救急車を要請するか、病院を受診させます。

表 1 誤飲時の対応

誤飲物	対応	
	水・牛乳を飲ませるか	吐かせるか
大部分の医薬品	飲ませない	吐かせる
タバコ		
防虫剤		
除光液、灯油、ガソリン、ベンジン等の揮発性物質		吐かせない
トイレ用洗剤、漂白剤等		
ボタン電池、コイン電池		

3. 熱中症への対応

「保健のしおり」p7 を参照してください。

3.1 暑さ指数

3.1.1 暑さ指数とは

熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）があります。暑さ指数（WBGT）を、熱中症予防のための行動の目安とすることが推奨されています。

この WBGT は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

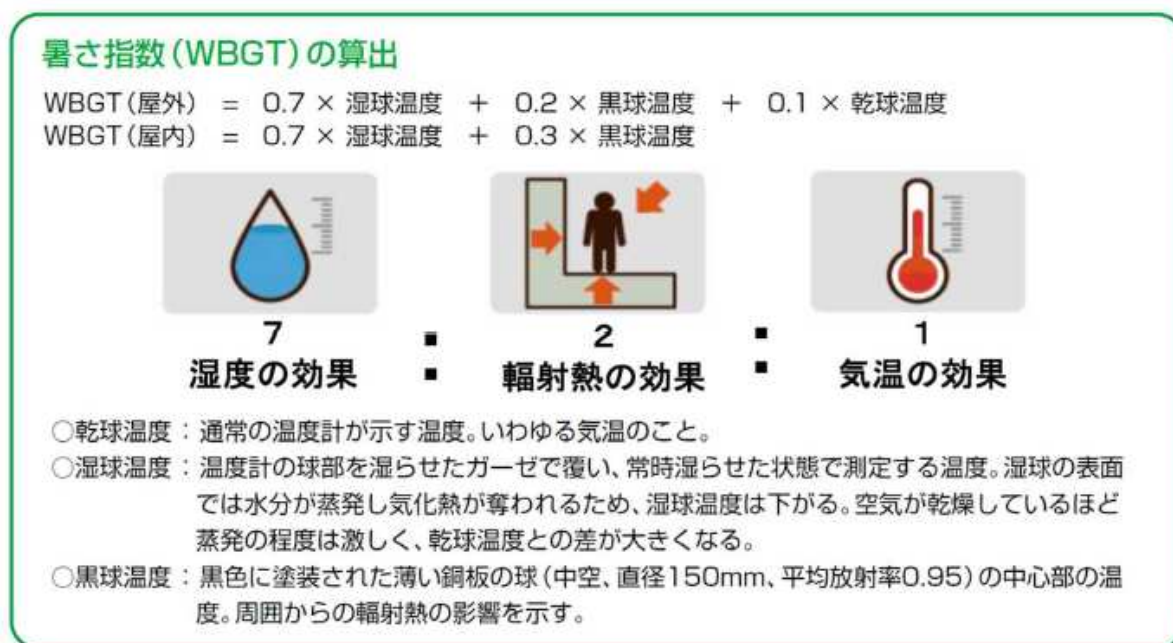


図2 暑さ指数（WBGT）の算出方法¹

主任指導員は、暑さ指数（WBGT）を計測し、表2の指針に従って、その日の外遊びの実施の可否等の対応を判断します。

¹ 環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」より引用。

表 2 熱中症予防運動指針に基づく対応方針

WBGT (℃)	放課後こどもクラブにおける対応	
31 以上	運動は原則 中止	特別の場合以外は運動を中止する。
28～31	厳重警戒 〔 激しい運動 は中止 〕	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25～28	警戒 〔 積極的に 休憩 〕	熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
21～25	注意 〔 積極的に 水分補給 〕	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 未満	ほぼ安全 〔 適宜水分 補給 〕	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1. 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人等。

3.1.2 暑さ指数の計測方法

暑さ指数は、暑さ指数（WBGT）計により計測します。暑さ指数計は取扱説明書をよく読み、正しい方法で計測してください。

3.2 熱中症警戒アラート

熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことをいいます。

熱中症警戒アラートの情報を参考に、当日の暑さ指数を予測し、外遊びの判断に活用することも可能です。

主任指導員は、熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、状況に応じて、水分補給や休憩の頻度を高めたり、活動時間の短縮などの工夫を行ってください。

4. 来所・帰宅時、外部活動等への対応

4.1 日常の取組

児童の来所時や帰宅時、クラブ外での活動については、日ごろから次のことに取り組んでおきます。

4.1.1 来所・帰宅経路の安全点検

以下の手順で、4.1.1 来所・帰宅経路の安全点検を行います。

（可能な限り、人事異動に伴う引継ぎの一環として安全点検を行ってください）

- ☐ 学校の下校班に準じたルートで帰宅グループを作る。
- ☐ 下校班と同じルートのみを使用する場合は、学校で実施する安全点検に参加するか、安全点検の結果として注意を要する箇所の情報を共有いただく。
（この場合でも、クラブとして地図を作成しておく）
- ☐ 万が一学校の下校班とは異なる帰宅ルートを使用する場合は、必ず安全点検を実施し、点検日時と点検結果を係に報告する。

【点検の観点】

- ☐ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ☐ 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ☐ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市への改善要請があった箇所
など

4.1.2 出欠確認

指導員は、以下の対応により、児童の出欠確認等を行います。

【入室管理】

- ☐ 保護者に対し、利用予定の提出を依頼する。（可能な限り、コドモンの出欠申請機能を利用）
- ☐ 入室時にコドモンで打刻する。
- ☐ 予定時刻に来所しない場合、保護者に連絡し、確認を行う。
- ☐ 日ごろから学校の下校時間が変更となる場合など、学校関係の情報を入手できるようにしておく。

【退室管理】

- ☐ （再掲）保護者に対し、利用予定の提出を依頼する。（可能な限り、コドモンの出欠

申請機能を利用)

- ☐ 早帰りの予定児童と時間を複数人で確認する。
- ☐ 早帰りの児童が退室する際は、コドモンでの打刻とともに、「〇〇さんがお帰ります。」と他の指導員にも情報共有する。

4.1.3 児童への指導

指導員は、児童に対し、1.3.2の安全教育等により、以下の事項を周知・指導します。

- ☐ 自宅・学校から当クラブへは定められたルートを利用すること。
- ☐ 帰宅途中、知らない人の声かけや誘いに乗らないこと。
- ☐ 防犯ブザーを適切に使用すること。

4.2 外部活動への参加時の対応

主任指導員は、クラブ外での活動を行う場合、以下の事項を実施し、安全に十分に配慮します。

- ☐ 以下の事項について、事前に計画を綿密に立案する。
 - ・ 集合時間、帰宅予定時間
 - ・ 移動手段
 - ・ 移動経路（途中休憩場所や救急病院等の医療機関の有無等を含む）
 - ・ 経路上のチェックポイント毎の想定到着・出発時刻
 - ・ 各種活動における安全確保の手段（水辺での活動、火を使う活動、動物に触れる活動、様々な遊具を用いた活動（アスレチック等）等、それぞれの活動に応じた安全確保のための取組が必要。）
 - ・ 引率者（子どもの人数に応じた指導員を配置する。また、救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立する。）
- ☐ 指導員は、原則として児童全員が把握できる場所に位置し、複数での引率の場合は連絡を密にする。
- ☐ 指導員は、行き返りの交通安全のルールについて、事前に児童に指導する。

4.3 降雪への対応

降雪の日には、指導員は、児童に対して以下のような内容に関する教育を実施し、降雪時の注意喚起を行います。

<雪道を歩く際のポイント>

- 道路(特にマンホールや鉄板の上)等が滑りやすいため、転倒に気をつけるべきこと。
- 自動車も滑りやすく、急に止まれないため、道路を渡るときは車が通り過ぎてから渡るか、車が完全に止まったことを確認してから渡るようにすること。
- 積雪がある場合には、除雪した雪で見通しの悪い場所があるため、交差点や曲がり角は左右の確認を確実にすること。特に吹雪の際は注意すること。
- 雪に埋もれた排水溝は見えにくいので、落ちたり、故意に踏みつけないように注意すること。

4.4 事件・事故発生時の対応

来所・帰宅時に事件や事故が発生した場合の対応は、以下のとおりとします。

- ① 来所・帰宅時に交通事故や事件発生情報がもたらされた場合、情報を受けた指導員は、110番通報・119番通報を行ったうえで、現場に急行する。
- ② 残った指導員は、児童を集めて事情を説明し、クラブ内にとどめて置く。
- ③ 現場に到着した指導員は、児童の状況を確認し、救急車が到着するまで応急処置を行う。また、事件・事故の内容を把握して、被害児童の保護者への連絡を行う。
- ④ 事件・事故の概要をクラブに残った指導員に連絡する。
- ⑤ クラブの指導員は、被害児童の保護者に事件・事故の概要を速やかに係に報告する。
- ⑥ 係と連携し、児童の保護者にコドモンで状況を伝え、迎えを依頼する。
- ⑦ 16:40時点で既読にならない保護者（延長を除く）には、架電を行う。※17時までに迎えが難しい場合、延長利用申し込みがなくても特別に預かり。

5. 参考文献

1. 施設・設備等における事故への対応

- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）
- ・ 社会福祉法人葛葉学園「放課後こどもクラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・ 和東町「わづか放課後こどもクラブ危機管理マニュアル」（2023 年）
- ・ 宮崎江南病院「やけどについて」

2. 飲食物等への対応

- ・ 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（2015 年）
- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 社会福祉法人葛葉学園「放課後こどもクラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・ 東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
- ・ 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団「放課後こどもクラブの危機管理マニュアル」（2020 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）
- ・ 消費者庁 HP「Vol.493 知っていますか？たばこ、ボタン電池を誤飲した場合の対処法」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20200312/)
- ・ 消費者庁 HP「Vol.580 硬い豆やナッツ類は 5 歳以下の子どもには食べさせないで!」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220128/)
- ・ 日本医師会「救急蘇生法」

3. 熱中症への対応

- ・ 環境省・文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（2021 年）
- ・ 環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」
- ・ 環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

4. 来所・帰宅時、外部活動等への対応

- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）

別紙 救急車要請手順

救急車の要請は以下の手順で実施しましょう。

必要な事項を簡潔に伝えられるようにしましょう。

①種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 救急です。

②場所

▶ ○○小学校（放課後こどもクラブ）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物）○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○です。

④被害状況

▶ 負傷者は○○人です。負傷者の容態は○○○の状態です。

※負傷者／疾病者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤救急車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。